

第1 盛岡市保健推進員協議会

盛岡市保健推進員協議会規約

平成7年5月10日
総 会 決 議

(名称及び事務所)

第1条 この会は、盛岡市保健推進員協議会と称し、事務所は、盛岡市保健所内に置く。

(組織)

第2条 この会は、盛岡市保健推進員（以下「会員」という。）をもって組織するものとする。

(目的)

第3条 この会は、会員の活動（盛岡市保健推進員要領（令和2年3月31日市長決裁）第2条に定める活動をいう。）の円滑な遂行を確保するとともに、会員相互の親睦を図り、もって市の保健行政の進展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 保健事業に関する事項の啓もう及び連絡・調査に関すること。
- (2) 各種検診及び予防接種実施の住民への啓もう呼びかけに関すること。
- (3) 献血事業の推進協力に関すること。
- (4) 先進地区の保健活動及び施設の見学に関すること。
- (5) 研修会等への参加に関すること。
- (6) 永年功労会員の表彰その他一般の表彰に関すること。
- (7) その他この会の目的を達成するため必要と認められる事項に関すること。

(役員)

第5条 この会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 若干人
- (3) 理事 若干人
- (4) 会計監事 2人

(役員を選出)

第6条 会長及び副会長は、理事会において互選し、総会の承認を得るものとする。

2 理事は、第10条に定める地区会の会長をもって充てる。

3 会計監事は、総会で選出する。

(役員職務)

第7条 会長は、この会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 理事は、理事会を構成し、この会の事業計画及び総会提出案件並びに重要項目等を審議し執行する。

4 会計監事は、この会の業務及び会計について監査する。

(役員任期)

第8条 役員任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、任期が満了した場合においても、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げないものとする。

(顧問及び参与)

第9条 この会に、顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問は、会長が委嘱し、会長の諮問に応ずる。

3 参与は、会長が委嘱し、会議等に出席し、意見を述べるすることができる。

(地区会)

第10条 この会の業務を円滑に運営するため、地区会を置く。

2 地区会は、盛岡市町内会連合会、玉山地域自治会連絡協議会会則に定める地区組織ごとに置き、当該地区を担当する会員で組織する。

3 地区会に会長を置き、会長は、保健推進員地区長をもって充てる。

4 地区会の組織及び運営については、この規約に定めるほか、当該地区会において定める。

(会議)

第11条 この会の会議は、総会、理事会及び地区会とし、総会及び理事会は会長が、地区会は地区会長がそれぞれ招集する。

2 総会は、毎年1回開催する。ただし、理事会において必要と認めたときは、臨時に開催することができる。

3 総会は、会員の半数以上の出席（委任状を含む）をもって成立し、その議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(総会の議決事項)

第12条 総会は、次の事項を議決する。

(1) 規約の改廃

(2) 事業計画及び収支予算の承認

(3) 事業報告及び収支決算の承認

(4) その他理事会において重要と認めた事項

2 会議の議長は、出席者の中から選出する。

(理事会)

第13条 理事会は、総会に付議すべき事項その他会長が必要と認めた事項を審議する。

2 会議は、構成員の半数以上の出席をもって成立し、その議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 会議の議長は、会長が当たる。

(事務局)

第14条 この会の事務を処理するために事務局を置く。

2 事務局長及び事務局次長は、理事会の承認を経て会長が任免する。

3 事務局は、庶務及び会計の事務を行う。

(経費)

第15条 この会の経費は、会費、補助金及びその他の収入金をもって充てる。

(会費)

第16条 会員は、年会費として1,000円を納入するものとする。

(会計年度)

第17条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(委任)

第18条 この規約に定めるもののほか、この会の運営に関し必要な事項は、理事会に諮り、会長が定める。

附 則

1 この規約は、平成7年5月10日から施行する。

2 この規約の施行後最初の役員の任期は、第8条第1項本文の規定にかかわらず、平成10年3月31日までとする。

3 この規約の施行後最初の会計年度は、第17条の規定にかかわらず、平成8年3月31日までとする。

4 この規約は、平成20年5月13日から施行し、改正後の盛岡市保健推進員協議会規約は、平成20年4月1日から適用する。

5 この規約は、令和2年4月1日から適用とする。

盛岡市保健推進員協議会役員

【令和6年度】

(任期：令和4年4月1日～令和7年3月31日)

地区名	推進員 定数	役職	氏名
青 山	18	会長	亀 田 静 江
東厨川	16	副会長	工 藤 千 香
西厨川	13	副会長	佐々木 る り
大慈寺	7	副会長	藤 田 幸 子
玉山・薮川	8	副会長	小 橋 弓 子
仁 王	20	理事	山 田 美年子
桜 城	23	理事	千 葉 節 子
上 田	14	理事	齋 藤 朱 美
緑が丘	17	理事	佐々木 和 子
松 園	15	理事	吉 田 明 子
みたけ	7	理事	菊 池 磯
北厨川	10	理事	水 島 麻由美
土 淵	5	理事	齋 藤 泰 子
城 南	19	理事	藤 村 美恵子
山 岸	16	理事	熊 谷 良 恵
加賀野	9	理事	小 林 秀 子
杜 陵	7	理事	金 沢 美智子
米 内	7	理事	赤 坂 千賀子
仙 北	15	理事	加賀谷 智 子
本 宮	19	理事	伊 藤 節 子
太 田	16	理事	松 岡 アイ子
つなぎ	2	理事	泉 川 和 子
中 野	17	理事	菊 池 陽 子
築 川	5	理事	藤 澤 マキ子
見 前	41	理事	鈴 木 由 江
飯 岡	33	理事	田 村 美智子
乙 部	21	理事	大 谷 貞 子
好 摩	10	理事	山 本 邦 夫
巻堀・姫神	8	理事	高 橋 典 子
渋 民	13	理事	成 澤 廉 子

地区名	推進員 定数	役職	氏名
みたけ	-	監事	藤 原 敦 子
好 摩	-	監事	三 浦 はるみ